



市 章

大津市公報

平 成 29 年 3 月 31 日
号 外 (第 19 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則	
44	大津市一般職の職員の号給の切替え等に伴う経過措置に関する規則…………… 1
45	大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
46	大津市職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
47	大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
48	大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 5
○ 企業局管理規程	
7	大津市企業局会計規程の一部改正…………… 5
8	大津市ガス供給規程の一部改正…………… 6
9	大津市ガス大口供給に関する規程の一部改正…………… 7
○ 教育委員会規則	
2	大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

大津市一般職の職員の号給の切替え等に伴う経過措置に関する規則を公布する。
平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第44号

大津市一般職の職員の号給の切替え等に伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第6項から第11項までの規定による給料の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 切替日 平成29年4月1日をいう。
- (2) 初任給基準異動 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）第3条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - イ 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - ウ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 勤務時間条例第16条に規定する特別養子縁組休暇の承認を受けていた期間
 - キ 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）第13条第1項第14号に掲げる特別休暇の承認を受けていた期間
 - ク 大津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ケ 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第8号）第12条第1項の規定による療

養の命令を受けていた期間

- (5) 復職時調整 初任給規則第31条、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第8条、派遣条例第6条又は大津市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第45号）第10条の規定による号給の調整をいう。
- (6) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (7) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (8) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（改正条例附則第6項の規則で定める職員）

第3条 改正条例附則第6項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員

（改正条例附則第7項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に、改正条例附則第6項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「経過措置給料支給割合」という。）を乗じて得た額を、改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表（この場合において、行政職給料表と医療職給料表(3)とは同一の給料表とみなす。）の適用を異にする異動をした場合又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の大津市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2第2項の給料表（次号において「切替前給料表」という。）に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前の給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前の給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 切替前給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められ

たその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由当該職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に経過措置給料支給割合を乗じて得た額を、改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあつては、市長の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に経過措置給料支給割合を乗じて得た額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第10項の規則で定める職員)

第6条 改正条例附則第10項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日から切替日の前日までの間に初任給基準異動をした職員
- (2) 平成27年4月1日から切替日の前日までの間に降格をした職員
- (3) 平成27年4月1日前に休職等期間がある職員であって、同日から切替日の前日までの間に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 平成27年4月1日から切替日の前日までの間に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 平成27年4月1日から切替日の前日までの間に再任用職員異動をした職員
- (6) 平成27年4月1日から切替日の前日までの間に市長の承認を得てその号給を決定された職員

(端数計算)

第7条 改正条例附則第6項から第11項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第8条 改正条例附則第6項から第11項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の一般職の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第45号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第10条の6第1項中「別表第2の2」を「別表第1」に改める。

第10条の7第1項中「別表第2の3」を「別表第1の2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条の6関係）

職	支給額
部長及び部長相当職	10,000円
次長及び次長相当職	8,500円

課長及び課長相当職	7,000 円
課長補佐及び課長補佐相当職	6,000 円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2 (第10条の7関係)

職	支給額
部長及び部長相当職	5,000 円
次長及び次長相当職	4,300 円
課長及び課長相当職	3,500 円
課長補佐及び課長補佐相当職	3,000 円

別表第2第2項医療職給料表(1)の表中「(院長及び副院長の職務に限る。)の職員」を「の職員(部長又は部長相当職の職にある職員に限る。)」に、「(院長及び副院長の職務を)」を「の職員(部長又は部長相当職の職にある職員を)」に改め、別表第2に次の1項を加える。

4 医療職給料表(3)

職員	加算割合
職務の級7級の職員	100分の20
職務の級6級及び5級の職員	100分の15
職務の級4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市長が特に必要と認める者に限る。)	100分の5

別表第2の2及び別表第2の3を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第46号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第14条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に、「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第2項第2号」を「第12条第2項第2号」に改め、同条第3項中「第14条第2項第3号」を「第12条第2項第3号」に改める。

第6条第1項中「第15条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第15条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第15条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改める。

第7条中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第8条第1項及び第2項中「第23条第1項第2号」を「第21条第1項第2号」に改める。

第9条第1項中「第24条第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第24条第2項第1号ア」を「第22条第2項第1号ア」に改め、同条第3項中「第24条第2項第3号」を「第22条第2項第3号」に改める。

第10条第1項中「第15条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第47号

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則（平成19年規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表の部課長補佐及び課長補佐相当職の款 5 級の項並びに医療職給料表(2)の部課長補佐及び課長補佐相当職の款 5 級の項を削り、同表に次のように加える。

医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	7 級	96,900 円
	課長及び課長相当職	6 級	79,500 円
	課長補佐及び課長補佐相当職	5 級	61,900 円

別表第 2 に次のように加える。

医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	83,800 円
	課長及び課長相当職	65,600 円
	課長補佐及び課長補佐相当職	48,200 円

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第48号

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則（平成18年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第19条各号を次のように改める。

- (1) 介護給付費等費用適正化事業
- (2) 家族介護支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業
- (4) 住宅改修支援事業
- (5) 認知症サポーター養成事業
- (6) 介護相談員派遣事業
- (7) 配食サービス
- (8) 紙おむつサービス

第20条に次の 1 号を加える。

- (7) ショートステイサービス

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 7 号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第 1 号）の一部を次のように改める。

平成29年 3 月 31 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第 2 第 1 号収益勘定の表中

「

		雑収益	を
	簡易水道事業収益		

」

「

		他会計負担金	に
		雑収益	
簡易水道事業収益			」

改め、同号資産勘定の表中

「

	その他投資		を
--	-------	--	---

」

「

	破産更生債権等		に
		破産更生債権等	
	破産更生債権等貸倒引当金		
		破産更生債権等貸倒引当金	
	その他投資		

」

改め、別表第 2 第 2 号収益勘定の表中

土地建物貸付料	を	土地建物貸付料	に改め、
雑収益		その他雑収益	

」

同号資産勘定の表及び別表第 2 第 3 号資産勘定の表中

「

	その他投資		を
--	-------	--	---

」

「

	破産更生債権等		に
		破産更生債権等	
	破産更生債権等貸倒引当金		
		破産更生債権等貸倒引当金	
	その他投資		

」

改める。

附 則

- この規程は、平成29年 3 月31日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の規定は、平成28年度の事業年度から適用する。

大津市企業局管理規程第 8 号

大津市ガス供給規程（昭和52年企業局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 1 条中「この規程は」の次に「、別に定めがあるもののほか」を加え、「第25条」を「第26条」に改める。

第3条中「近畿経済産業局長の許可を受けた」を削る。

第4条の見出しを「(ガスメーターの能力の決定)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項を削り、同条第2項中「、申込み」を「、条例第3条の2の規定による申込み(以下「申込み」という。)」に改め、同項を同条とする。

第5条から第8条の2までを削る。

第9条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「整圧器等」を「整圧器」に、「第5項」を「第4項」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同条を第6条とし、第11条を第7条とし、第12条を第8条とする。

第13条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 使用者が新たにガスの使用を開始する日
- (2) 条例第3条の3第1項に規定する契約の種別の変更の日

第13条第2項第5号中「取り替えた」を「取り替える」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「した」を「する」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号中「した」を「する」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 使用者が小売供給の契約を締結するガス小売事業者(以下この項において「ガス小売事業者」という。)を変更する日
- (4) 本市がガス小売事業者と締結した託送供給の契約の解除の日
- (5) 使用者がガス小売事業者と締結した小売供給の契約の解除の日

第13条第3項本文中「期間が短い」を「期間の日数(当該期間のうちに休日があるときは、当該休日の日数を除く。以下この項において同じ。)」が7日以下である」に、同項ただし書中「前項第3号」を「前項第6号」に、「同項第4号」を「同項第7号」に、「期間が短い」を「期間の日数が3日以下である」に改め、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。

第15条第1項中「条例第3条の3第1項に規定する契約種別ごとに」を削り、同条第4項から第6項までの規定中「うえ」を「上」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とし、第17条から第21条までを削り、第22条を第13条とする。

第23条第2項及び第3項中「使用者」を「需要家」に改め、同条第4項中「使用者は、」を削り、「とき」を「者」に改め、同条を第14条とし、第24条を第15条とし、第25条を第16条とする。

第26条第1項第4号中「第8条第2項から第4項までの規定による」を「小売供給の」に改め、同条を第17条とする。

別表第2中「第15条関係」を「第11条関係」に、「第15条第4項」を「第11条第4項」に改める。

別表第3中「第15条関係」を「第11条関係」に、「第15条第7項」を「第11条第7項」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第9号

大津市ガス大口供給に関する規程(平成7年企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第1条中「第23条の2の規定に基づき、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第7項」を「第23条第1項」に、「を行う場合において、条例以外の供給条件(以下「大口供給の供給条件」という。)によることについて」を「に関し」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(申込み)

第3条 大口供給を受けようとする者は、あらかじめ大口供給に関する本市の説明を承諾の上、所定の申込書により公営企業管理者に申し込まなければならない。

(契約)

第4条 公営企業管理者は、前条の申込みに応じて大口供給の契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。この場合において、当該契約は、当該契約書において定める契約成立の日に成立するものとする。

(契約の変更)

第5条 前2条の規定は、契約を変更する場合について準用する。

第6条を削る。

第7条中「使用者の供給条件」を「需要家のガスの需要」に改め、「応じて」の次に「契約で」を加え、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(精算額)」に改め、同条中「使用者の」を「需要家の」に改め、「、使用者が適用条件を満たさなくなった場合」を削り、「補償料を使用者」を「精算額を需要家」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第2号

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則(平成27年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条の見出しを「(委員の任期)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。